

令和8年8月20日

報道機関各位

県土整備部港湾空港課

十和田湖子ノ口港宇樽部地区<sup>ねのくち うたるべ</sup>棧橋の放置遊覧船に対して行政代執行を実施します

青森県では、十和田湖子ノ口港宇樽部地区棧橋に放置されている遊覧船全4隻に対して、行政代執行法第2条に基づく代執行による撤去を8月26日（水）から行いますので、お知らせします。

1 対象物件の概要

| 船名       | 総トン数     | 全長    | 全幅   | 進水年月   |
|----------|----------|-------|------|--------|
| ① 第3十和田丸 | 349.69トン | 30.9m | 7.2m | S47.9月 |
| ② 第5十和田丸 | 268.92トン | 30.0m | 7.4m | S50.7月 |
| ③ 第6十和田丸 | 317.00トン | 29.9m | 9.0m | H7.6月  |
| ④ 奥入瀬丸   | 254.25トン | 30.0m | 7.3m | S53.9月 |

※いずれも十和田湖遊覧船企業組合の所有。

2 実施期間（予定）

令和8年8月26日（水）から令和9年度末まで

※8月26日（水）13時30分 代執行開始宣言

（実施期間や代執行開始日は、天候や作業状況により変動する可能性があります。）

3 場所

十和田湖子ノ口港宇樽部地区棧橋

4 代執行の内容

現地にて解体し、一時保管場所（旧東湖小・中学校跡地）へ搬出する。

5 代執行に至るまでの経過・理由

当該遊覧船については、棧橋使用料の滞納などをきっかけに平成27年11月には全4隻が不法係留状態となり放置されていたところ、そのうちの1隻である第3十和田丸が令和7年2月に風雪の影響により横転しました。

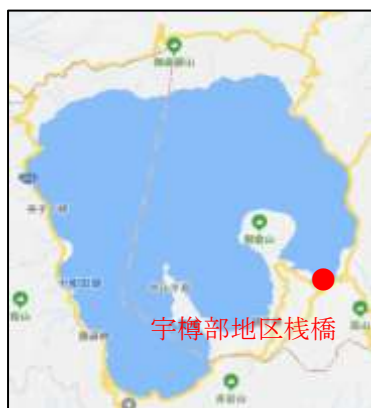
青森県では、遊覧船を所有する組合に対して遊覧船を撤去するよう平成27年度より行政指導を行ってまいりましたが、撤去されることはなかったため、青森県港湾管理条例に基づき、組合に対して令和7年9月22日付けで撤去を命令（撤去期限：令和8年3月22日）しましたが、ここでも撤去されることはありませんでした。

今後も遊覧船が放置されることによって、港内の景観や環境へのさらなる悪影響が懸念され、また港湾施設の利用が阻害され続けることとなります。これら港湾管理上の深刻な支障を取り除くため、青森県は行政代執行法に基づき、代執行による全4隻の撤去を実施いたします。

## 6 代執行着手日（8月26日（水））の取材に当たっての注意事項

- （１）取材を希望される場合は、8月25日（火）正午までに青森県県土整備部港湾空港課のメールアドレス（[kowan@pref.aomori.lg.jp](mailto:kowan@pref.aomori.lg.jp)）に、所属、人数、車両台数、連絡担当者の氏名・連絡先（携帯電話番号）を御連絡いただきますようお願いいたします。
- （２）当日は、13：15までに下記のとおり宇樽部棧橋に隣接する駐車場へお越しください。
- （３）当日は安全のため、ドローンによる撮影等は禁止させていただきます。
- （４）当日は駐車場に隣接する店舗では営業を行っていますので、営業に支障が出ないようにご配慮いただきますとともに、係員の指示に従ってください。
- （５）悪天候等により代執行の着手を延期する場合は、事前に取材のお申し込みをいただいている報道機関に対しては当日の10：30までにご連絡します。
- （６）当日予定している流れは次のとおりです。
  - 13：30 執行開始宣言（青森県上北県土整備事務所長 澤里秀典）
  - 13：35 作業注意事項指示（青森県上北県土整備事務所次長 本間康弘）
  - 13：40 作業開始※作業開始後、ぶらさがり取材に対応いたします（概ね15：00まで）

### 【位置図等】



### 【問い合わせ先】

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 担当課  | 県土整備部 港湾空港課             |
| 担当者  | 港政グループマネージャー 滝本         |
| 電話番号 | 直通 017-734-9674 内線 6750 |
| 報道監  | 県土整備部 次長 石川 一幸          |